

平成28年度第3回市民評価委員会専門部会

(環境調和・健康福祉)

日時：平成28年10月5日(水) 18:00から20:00まで

会場：市庁舎3階 32会議室

- 事業名：1 延長保育対策事業(私立)
2 一時保育対策事業
3 ファミリー・サポート・センター運営事業
4 児童虐待防止対策緊急強化事業

参加者：●市民評価委員

眞鍋部会長、石塚委員、沖委員、越智委員、村上委員、佐藤委員、
井石委員

●担当課

子育て支援課

●事務局

小島副課長、篠崎主事、正岡副課長(まちづくり担当)

延長保育対策事業(私立)(子育て支援課)

18:00から18:40まで

子育て支援課：藤田次長、藤本係長

1 概要説明

担当課より概要説明

2 質疑応答

Q：平成26年から27年度にかけて予算が大幅に減っているのはなぜか。

A：制度が変わって、7時～18時の11時間の開所時間について、平成26年度までは、8時間を超える部分を補助対象としていたが、平成27年度は、11時間を標準時間として、それを超えた分だけが対象となった。

め。

Q：私立保育所には他にも補助金が出ていて、そっちが増えてこっちが減ったということか。

A：そうである。この事業での補助金は減ったが、トータルでは変わらない。

Q：この費用はどのように使われているのか。

A：延長保育のための加配保育士の人件費になる。

Q：保育士の時給はどれくらいになるのか。

A：国の補助金の基準額が134万2千円となっている。時給については、開所日数等から割り戻さないと出てこない。

Q：公立の入所者は。

A：認可定員が980人で、入所者数は770人ぐらいで80%弱の充足率である。

Q：まだ余裕があるということか。

A：年齢によって保育士一人が見ることのできる人数が決まっており、受け入れ人数が決まってくる。0～2歳児はほぼ一杯で、3歳児以上は比較的ゆとりがあり、併せて80%の充足率となっている。

Q：待機児童はいないのか。

A：いないが、年度途中で預けたいといっても希望の園に入れられないケースがある。

Q：他の園を探せばあるのか。

A：あっても現実には預けない。保留通知を出して、育休を延長する人が多い。このような場合は待機児童としてはカウントされない。

Q：待機児童の問題とは。

A：都会では圧倒的に受け皿が少ないということが問題。

Q：公立と私立の違いは。

A：私立の場合は、一定の基準を満たしておけば、認可定員を超えての受け入れが可能で、105%の充足率がある。

Q：なぜ違うのか。理由は。

A：私立の場合は、経営しなければならない面がある。公立では保育士不足の問題があり、臨時保育士を募集しても、少しでも給料の良い私立に流れて応募がない。

Q：市としてこの現状をどう改善するのか。

A：賃金面での雇用条件の改善やパートタイマー的な働きやすい時間帯での雇い方ができないか人事課とも相談はしている。人事課も他市の保育士の賃金について調査を行っている。

Q：成果指標の利用者数の推移の要因と今後の見通しは。

A：その年の親の勤務形態によると思うが、要因分析まではできていない。

Q：どのように利用するのか。

A：登録制で、月額利用料金3,000円払えば、遅くなる時だけでも毎日でも利用できる。

Q：その3,000円はどこに入るのか。

A：直接園の歳入になる。延長保育に必要な経費として、光熱水費なども含めて、月額使用料3,000円を差し引いた不足分として、基準額134万2千円を補助金として支出している。

Q：延長保育で預けた場合、おやつも出ているが。

A：おやつ代も必要経費として含まれている。

Q：この事業では市職員は何をするのか。

A：報告書の精査や支払いなど、補助に関する事務を行っている。

Q：会計的なチェックを行っているのか。指導的なチェックは。

A：領収書は全てチェックしている。国の基準どおり運営できているかについてもチェックしている。

Q：公立保育園での延長保育は。

A：公立では実施していない。最初の希望調査の際に延長保育の必要な方は、私立を選択してもらっている。

Q：私立は経営企業体ということで、補助は一部に限られているのでは。

A：この延長保育だけでなく、運営費自体も補助をしている。

Q：子供がどんどん減っている中、私立では経営のため、1人でも多くの園児を獲得するために一生懸命になっている一方、公立では市職員として給料が上がり、やっていけなくなって民間に委託している。こんなことをいつまでも続けていいのか。

A：私立保育所の保育士の待遇が悪いということで、処遇改善が国全体で言われている。新居浜市では過去3園を民間移管したが、その際の指針として、公立と私立の違いが盛り込まれているが、公立ではより高度な保育を、私立では延長保育など多様なニーズを担うこととされている。しかし、今のままでいいかといえ、経営的な視点も取り入れていかなければならないと考えている。

Q：この事業はずっと続いているのか。

A：制度は変わったが、ずっと以前から続いている。

Q：公立では延長保育をしてないから、私立の方が需要は多いのか。

A：延長保育を利用する人は、全体のごく一部であり、それが理由で公立を敬遠しているわけではないと考えている。

3 評価結果

現状のまま継続する。

保護者の就労形態の多様化に合わせて、円滑な延長保育が実施できるよう現状のまま継続していただきたい。

一時保育対策事業（子育て支援課）

18：40から19：00まで

子育て支援課：藤田次長、曾我部主査

1 概要説明

担当課より概要説明

2 質疑応答

Q：利用の理由は分析しているのか。

A：就労、緊急、育児支援の3つに区分しているが、育児支援が7割と多い。

Q：就労とは。

A：フルタイムではなく、パートの場合等で、月12日の日数制限があるため、必要な都度預けるケースになる。

Q：対象の3,198人とは。

A：平成27年度の一時保育利用者数を掲載しているが、全体数の把握は困難なため、平成27年度対象者と同数にしている。

Q：育児支援が多いということだが、一時保育で解消されているのか。

A：少し育児に疲れたとか、買い物に行くといった理由でも受け入れており、深刻な支援が必要かどうかまでは把握し切れていない。

Q：育児支援の深刻なケースについては、他の事業になると思うが、そちらとの連携がどうなっているのか。

A：一時保育を利用する際に面接をしているが、その際に支援が必要と判断した場合には、それぞれの関係機関に繋いでいる。

Q：事業の性質上、若宮と垣生に限定する必要はないのではないか。他の園では受け入れられないのか。

A：一時保育の場合は、通常のクラスに入れるのではなく、別のクラスで専任の保育士があたることになるため、教室が確保できることが条件になる。ただ、上部にも1園あればと思う。

Q：病気の場合は理解できるが、通常のクラスに入れてもいいのではないか。

A：一時保育の利用者の8～9割が0～2歳児で、どの園も一杯で、その日空きがあるかどうかもわからない。

Q：何時間の利用か。

A：8時30分から16時30分の8時間が基本になるが、開所時間内でそれを越えれば、30分につき200円を延長保育料としていただいている。

Q：8時間だけでなく、短時間での利用もできるようになればよい。

A：1時間だけということは出来ないが、半日単位では対応している。

Q：費用の内訳は。

A：ほとんどが人件費で、残りは教材費などである。

Q：月12日の制約があるが、月に20日間入院などで預けたい場合はどうするのか。

A：その場合は通常保育で預かる。

Q：これから先増加していくと考えているのか。

A：ちょっと育児に疲れたといった理由でもOKなので、核家族化が進み、地域のつながりが希薄化し、育児自体の孤立化が進んでいる中、おそらく増加傾向になると考えている。

Q：病気の子供を預かる保育との関係は。

A：病気になって、普段通っている保育園で集団保育が出来ないケースに預かっている。病児保育ということで、保育士以外に看護師の配置が条件で、採算が取れないということで、一度廃止したが、市の要望で再開した。

Q：利用者が年度によってばらつきがあるのはなぜか。

A：はっきりとした理由は分からないが、今年度は一昨年並みの利用者の見込みである。

Q：加配保育士5人全員が臨時なのか。

A：そうである。若宮3名、垣生2名を加配している。

Q：利用者数に対して、この人数で大変ではないのか。

A：定員が若宮15名、垣生10名で、定員一杯になることも少ないため、問題は無い。

Q：財源のその他は何か。

A：利用料収入になる。1日1,500円いただいている。

3 評価結果

現状のまま継続する。

就労形態の多様化や育児自体の孤立化といった、保護者の肉体的・精神的負担を解消し、育児支援につながるよう現状のまま継続していただきたい。

ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援課）

19：00から19：30まで

子育て支援課：藤田次長、藤田副課長

1 概要説明

担当課より概要説明

2 質疑応答

Q：どこにあるのか。

A：総合福祉センターの中にある。

Q：学童保育が対象か。

A：学校の中に放課後児童クラブがない中萩小学校から上部児童センターや保育園への送迎を行っている。また、休日等、放課後児童クラブが開いていない時間帯にも預かってもらっている。実績としては送迎が多い。

Q：バスで送迎しているのか。

A：会員の自家用車になる。

Q：費用は。

A：平日の午前7時から午後7時までは、1時間600円で、それ以外の時間帯は700円になる。

Q：誰が徴収するのか。

A：当人同士でやり取りする。

Q：危なくはないのか。

A：いきなり初対面同士ということではなく、サービスを提供する側と受ける側が、アドバイザーを介して事前に面接をして関係を作ってからサービスを受

けている。会員の方にはそれなりの方になってもらっており、これまでトラブルはない。

Q：金額設定は最低賃金に引かからないのか。

Q：労働ではなく、有償ボランティアの範囲になるのでは。

Q：金額は誰が決めているのか。当人同士で決めているのか。

A：市で設定している。

Q：予算は講習会の費用か。

A：多くは、アドバイザーの人件費になる。

Q：アドバイザーは任期があるが、せっかく仕事が慣れたところにやめなければ
ならない。人と人を繋ぐ重要な仕事なのでもったいない。

A：課でも問題として認識している。臨時職員であり、2年の任期で、これ
までは1年ずれていたが、1人が1年で退職したこともあって、任期のサイク
ルが同じになってしまった。1年半後には、2人とも同時に変わることにな
るため、人事課とも協議し、非常勤職員に変えるなどの対応を考えている。

Q：1年半後、代わりはすぐに見つかるのか。

A：このアドバイザーに限らず、昨今は市の臨時職員を募集しても中々応募が
ない状況で保障はできない。

Q：アドバイザーはトレーニングが必要であり、2年ではもったいない。有資
格者か。

A：資格は必要ないが、会員との人間関係が必要で、人が代われれば、また1か
ら築いていくことになる。

Q：アドバイザーや会員は研修を受けているのか。

A：アドバイザーは、資格は必要ないが年1回の研修には参加してもらってい
る。会員は、初級講習会を1日受けてもらって会員として認めている。更
にはレベルアップ講習会にも参加してもらっている。

Q：会員はどれくらいいるのか。

A：依頼する側が411人、提供する側167人で、どちらにも登録している
人が45人いる。

Q：講習の内容は。

A：6月には、保健センターのすくすく子育て講座、7月には、防災安全課の防災講座、11月には、体の元気治療院の健康教室、12月には、童謡など子供とのふれあい、2月には、おひなさまパーティーで調理といったようなことを行っている。

Q：本来であれば、1年間の講習を経て会員になるべき。

A：預かってくれる会員には意識の高い人が多い。

Q：現況と課題の中で、病後児の預かりを検討していくとあるが。

A：病後児については、預かる側が医療的な知識を持っていれば可能だと思うが、そういった人材がいればということになる。

Q：病児保育があっても、慣れていない場所・人に預けることは、子どもにストレスがかかって子供が行きたがらないといった問題はある。

A：病児保育については、年間の利用者が200人前後で利用が0の日もある。大人でも環境が変わればストレスがたまる。

Q：病気の関係で難しい面もあるが、ファミ・サポの場合は、お互いの信頼感があるので、預けられるのであれば、子どもも安心感はある。

Q：市はこの事業にどのように関わっているのか。

A：アドバイザーへのアドバイス等を担っている。

現状のまま継続する。

サービスを提供する会員を増やし、育成して、安心して子育てができる環境をつくり、育児負担の軽減につながるよう。現状のまま継続していただきたい。

児童虐待防止対策緊急強化事業（子育て支援課）

19：30から20：00まで

子育て支援課：藤田次長、藤田副課長

1 概要説明

担当課より概要説明

2 質疑応答

Q：平成28年度の予算がなぜ減っているのか。

A：隔年でリーフレットを作成しているため、その費用の差になる。平成28年度は講演会を開催する予定にしている。

Q：要保護児童対策地域協議会は事例が起こってではなく、定期的を開催しているのか。

A：事例が起これば、それぞれ関係機関で対応しているが、この会は、関係機関が定期的集まって、事例の経過報告など、情報の共有を行っている。

Q：要保護児童対策地域協議会に保育園は公立も私立も入っているのか。

A：構成員としては入っているが、子育て支援課が所管しているため、実際の実務者会に出席はしない。

Q：実務者会の人数は。

A：担当課を除いて12名。

Q：要保護児童の148人は延べ人数か。

A：実数になる。数年前までは3分の1だったのが、右肩上がりが増えている。潜在化していたものが顕在化してきたこともあるが、親の育児力が下がってきていると実感している。

Q：保育園の中で解決しているケースが、この会議に事例として上がってきているのか。また、発達支援関係等でも困難ケースがあるが、どれくらい対応できているか

A：保育園の通報は結構あり、適宜ケースの報告や検討は関係機関が集まり行っている。連携を密にして、ケースの報告の漏れを防ぐよう、周知や啓発を行っている。報告等が漏れて最悪な事態を招くことは防がなくてはと思う。

Q：この事業の他に、相談窓口等の児童虐待防止に関する事業はあるのか。

A：児童虐待の対策に関しての事務事業はこの事業だけである。しかし、対応する職員は少なく、このままの体制ではいけないと考えており、毎年増員要望を行っている。組織についても不十分であり、相談に特化した係を作らなければと考えている。

Q：各機関の全体的な調整を市が行うのか。

A：そうである。これは児童福祉法で定められている。さらに、この機能や児童相談所の機能を強化しなければならないという法改正もされることとなっている。また、児童相談所から市町村への事案送致が新設され、今後はますます市の役割が重要となってくるため、それに対応できるよう組織も変える必要があると考えている。

Q：今後、国の補助は増える見込みなのか。

A：専門職の配置に係る費用の補助を要望したいと考えている。

3 評価結果

現状のまま継続する。

現状の把握を行い、次に繋げていけるよう現状のまま事業を継続し、周知啓発にも努めていただきたい。